



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2023 年 6 月 27 日(火)

事業再構築補助金交付決定者必見！ 産業雇用安定助成金

この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響等で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、新たな事業への進出等の事業再構築を行うために、当該事業再構築に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。

支給対象となる条件

次の①～⑧のすべてに該当する事業主

①令和5年4月1日以降に中小企業庁の実施する「事業再構築補助金」の応募書類を提出し、交付決定を受けていること

※第10回公募要領の「物価高騰対策・回復再生応援枠」および「最低賃金枠」に限る。また、「実施体制」に人材確保関連事項を記載した場合に限る

②対象労働者の雇入れにあたって、次の全ての条件を満たすこと

a. 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れること

b. 期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れること

c. 「事業再構築補助金」の補助事業実施期間の初日から当該期間の末日までに雇い入れること

③対象労働者に対して1年間に350万円以上の賃金を支払っていること

※対象労働者とは次の a または b のいずれかに該当する者

- れかに該当する者
- a. 専門的知識や技術が必要となる企画・立案、指導の業務に従事する者
 - b. 部下を指揮監督する業務に従事する者
- ④雇入れ日前6か月から本助成金の支給申請までの期間に雇用する労働者を解雇等していないこと
- ⑤基準期間に特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日の被保険者数の6%を超えていないこと
- ⑥支給申請日の前日以前に、過去に本助成金の支給決定の対象となった労働者を解雇していないこと
- ⑦「受給に必要な書類」について、a. 整備し、b. 受給のための手続きに当たって労働局等に提出するとともに、c. 保管して労働局等から提出を求められた場合はそれに応じて速やかに提出すること
- ⑧労働局等の実地調査を受け入れること

助成額と期間

中小企業：280万円/人

助成対象期間：1年

1事業主あたり5人まで受給できます。



再構築補助金を活用していたら検討しよう！